

地域の福祉医療機関への 多文化ソーシャルワーク導入支援事業 報告書

令和 2 年度 独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業



地域の福祉医療機関への多文化ソーシャルワーク導入支援事業報告書

令和 2 年度 独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業

発行 2021 年 3 月

発行・編集

認定特定非営利活動法人 茨城NPOセンター・コモンズ

〒303-0003 茨城県常総市水海道橋本町3571

Phone : 0297-44-4281

E-mail : global@npocommons.org

Website : <http://peer-joso.com/>



目次

ごあいさつ	2
事業の背景と目的	3
事業内容と実績	4
関係者の皆様からのご寄稿	10
事業の成果	18
新たなニーズと今後の課題	19
地域の多文化ソーシャルワークを推進するために	19
資料編	20
多文化ソーシャルワーク導入支援検討会議検討委員名簿	20
連続講座「はじめよう多文化ソーシャルワーク」	21
市町村社会福祉協議会窓口担当者情報交換会の記録	36
いばらき文化ソーシャルワーク推進フォーラム	37
多文化ソーシャルワーク事例集	42

ごあいさつ

WAM のモデル事業として取り組んだ 2 年間の多文化ソーシャルワークの導入支援事業では、1 年目の調査検討に続き、2 年目は各分野の取組み事例から学ぶ研修と実践を行いました。検討委員には、行政の福祉関係各課、国際交流協会、社会福祉協議会に加えて、福祉の職能団体や児童や高齢の施設の協議会の方々にも参画いただきました。研修はコロナ感染予防のためオンラインでの開催になりましたが、県外からも参加を得て 5 回開催し、まとめのフォーラムも行うことができました。フォーラムでは、実際に多職種連携で多文化ソーシャルワークを実践した事例も報告することができました。

多文化ソーシャルワークへの関わりは福祉機関や地域によって差があります。保育所や児童相談所では、多くの現場が言葉の壁、文化の違いにどう対応するかという課題に直面しています。高齢分野はまだ外国籍住民の施設入居は例が少ないですが、定住者の高齢化は進んでおり、今後介護分野でも課題になるとの認識は徐々に広がってきています。

当初は多文化ソーシャルワークの研修カリキュラムをつくることを目標にしましたが、福祉現場によって状況の違いもあり、各職能団体がそうしたカリキュラムに基づく研修を行うのはもう少し先の段階とわかつてきました。当面は、今年度実施したようなケース検討に近い学びの場を継続しながら、実際に外国籍住民に関わる福祉関係者の横のつながりを作ることが有効と考えられます。

2 年間の検討をする中で、二つの重要な要素が見えてきました。それは多職種連携とピアサポーターです。困難を抱えた当事者家族は、経済的問題のほかに、子どもの教育、医療、在留資格の問題など複数の課題をもっていることが少なくありません。そのため複数の関係機関の連携が不可欠です。また当事者のニーズを聞くときや制度を説明するときには母語が話せる通訳やピアサポーターの存在が重要です。ピアサポーターは当事者の状況や心境を感じとり代弁することもできます。教育分野ではそうした人材が就学手続きやソーシャルワークで既に活躍しています。今後、介護や障がい福祉サービスの説明ができるピアサポーターを養成することが課題となりそうです。

この冊子では、2 年目に実施した講座とフォーラムで報告した実践事例を収録し、コロナ禍で生活困難に陥った外国人住民向けの資料も紹介しています。私達はこの事業で作成した多言語の福祉制度の資料と、2 年間の活動で培った各機関との関係を生かし、この報告書をお読みの皆さんとの連携も広げながら、多文化ソーシャルワークの普及と実践に取り組んでいきます。

最後にプロジェクトにご協力いただいた各組織の方々、そしてご支援いただいた独立行政法人福祉医療機構の皆様に御礼申し上げます。

令和 3 年 3 月
認定特定非営利活動法人茨城 NPO センター・コモンズ
横田 能洋

1. 事業の背景と目的

令和2年度独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業として、茨城NPOセンター・コモンズ（以下、NPOコモンズ）では、「地域の福祉医療機関における多文化ソーシャルワーク導入支援事業」の2年目に取り組んできた。

外国人住民が安心して福祉サービスを利用できるようにするために、1年目は、外国人住民に応対する機会のある行政や福祉機関を中心にアンケートヒアリングを実施し、各担当窓口での言葉の壁という課題と通訳人材の需要の大きさを確認した。特に子ども分野（保育・児童相談所）ではつねに外国人ルーツの人との関わりがある施設・機関も多く、困り感や問題意識も強いことがわかった。また、検討会議を開催し、調査・セミナーなどの企画運営を協働することで顔の見えるネットワークを構築してきた。1年目の取組や気づきを基盤に、2年目の令和2年度には、現場担当者に向けた多文化ソーシャルワークに関する情報提供・事例検討、通訳派遣・資料翻訳、検討会の開催等を通じて、行政や福祉医療機関と分野横断的・多層的にネットワーク構築・人材養成・ツールの開発等を行うことにより、対象地域のニーズに合わせたかたちで多文化ソーシャルワークの導入・普及を推進することを目指した。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響下で、外国人住民の中には、感染防止策や利用できる福祉制度等に関する情報アクセスが不十分であったり、感染拡大の影響から仕事を失ったり減収になったりして生活困窮状態に陥ったりする人も現れ、そうした外国人住民が市町村社会福祉協議会の生活福祉資金特例貸付の申請にこれまでにない規模で訪れたりしたことでも今年度の顕著な特徴である。NPOコモンズでも、生活や家計に課題を抱える外国人住民からの相談が増加した。こうした喫緊の課題に迅速に対応する必要性も高く、新型コロナウイルス感染防止に関連した資料や生活困難に陥った外国人向けの資料の作成・翻訳とその情報提供、市町村社会福祉協議会窓口担当者の情報交換会など、今までに困っている外国人住民の方々に届く多文化ソーシャルワークの在り方を模索した1年でもあった。次頁より、令和2年度事業を振り返り、取組を総括する。

2. 事業内容と実績

本事業では、定住外国人が生活者として安心して暮らせるようにするための、福祉・医療分野における多言語でのサービス提供体制の整備を目指し、多文化ソーシャルワークの情報提供・企画検討・多言語サービス提供を行った。令和2年度の事業内容は次の通りである。

取組	内容
情報提供とケース検討	多文化ソーシャルワークに関する連続講座及びフォーラム
翻訳・通訳	福祉や相談に関する社会資源紹介冊子『リンク』の翻訳 自治体や福祉機関等の要望を踏まえた制度紹介や申請書類の翻訳 福祉に関する外国人の相談時の通訳派遣
検討会	県・市町村、国際交流協会、職能団体の関係者で構成。多文化ソーシャルワーク導入の推進のための講座・フォーラムの開催等について検討
報告書の作成	検討会、通訳派遣事例、講座・フォーラムの記録などをまとめた報告書を作成し関係機関に配布
ウェブサイト	本事業の成果物や講座・フォーラムの資料や動画の公開

2-1. 連続講座「はじめよう多文化ソーシャルワーク」

(1) 趣旨

本講座は、茨城県内の福祉・医療機関や国際交流団体で外国人の福祉サービス利用に関する対応をしている現場担当者の方々を主な対象とし、多文化ソーシャルワークの考え方や実践事例の情報提供をすることで、それぞれが抱えている課題の解決や意識の啓発を目的として実施した。

(2) 参加者

第1回～5回 のべ135名（内訳：国際交流・保育施設・教育関係・地域包括支援センター・介護施設・医療分野の関係者、行政職員等）

(3) 講座日程と内容

本講座は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、基本的にはオンラインとし、希望者のみ現地参加可とした。日程・内容は次の通りである。

日程	テーマ	登壇者
第1回 9/3(木)	多文化ソーシャルワーク概論	認定NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ 理事・事務局長 高橋清樹氏 NPOコモンズ 代表理事 横田能洋氏 コメント:上智大学大学院グローバル・スタディーズ研究科 教授 稲葉奈々子氏
第2回 10/16(金)	子どもと家族	にじいろ保育園 園長 石川鈴子氏 水海道第三保育所 所長 室野清恵氏 はじめのいっぽ保育園 神田あづさ氏 足利短期大学こども学科 教授 佐々木由美子氏 コメント:上智大学大学院グローバル・スタディーズ研究科 教授 稲葉奈々子氏
第3回 11/6(金)	発達障害	伊奈特別支援学校 特別支援教育コーディネーター 鈴木智子氏 障害児相談支援事業所 代表 菜花宏之氏 三重大学教職大学院院生、小学校教諭 藤川純子氏
第4回 12/5(土)	高齢者介護	常総市地域包括支援センター 石引理子氏 外国人高齢者と介護の橋渡しプロジェクト 代表 木下貴雄氏
第5回 1/21(木)	外国人にとって働きやすい職場環境	特別養護老人ホームあかねサクラ館 理事長 荒川透氏 介護施設職員 グエン・ゴック・リン氏 病院職員 道下マリナ氏 幼稚園職員 カスティヨ・タマーラ氏

※資料編 P.21 より講座資料の一部を掲載。

◆講座チラシ



2-2. 「いばらき多文化ソーシャルワーク推進フォーラム 2021」

(1) 趣旨

日本語での意思疎通ができず、制度の理解が困難な外国籍住民や、在留資格の関係で制度そのものが利用しにくい人が福祉機関に相談に来た際に、断らずに対応するには、多職種で連携して、どのように支援を組みたてるかを考える必要がある。そしてそれを要配慮者や家族に伝える際には制度を理解した上で通訳できる人材が求められる。これらの連携と通訳の育成をどう進めればいいかについて、具体的なケースの紹介もしつつ、幅広い関係者で共に考える。

(2) 日程

2021年2月28日(日) 13:30~16:30 オンラインで実施

(3) 内容

多文化ソーシャルワークの事例紹介、ピアサポートへのグループインタビュー、質疑応答、参加者によるグループディスカッション、パネルディスカッション

※内容の詳細は資料編 P.37 をご覧ください。

2-3. 翻訳・通訳

外国人住民への福祉サービス提供に携わる福祉機関や個人に活用してもらうための多言語資料の作成・翻訳や、福祉機関利用に関わる通訳派遣を実施した。

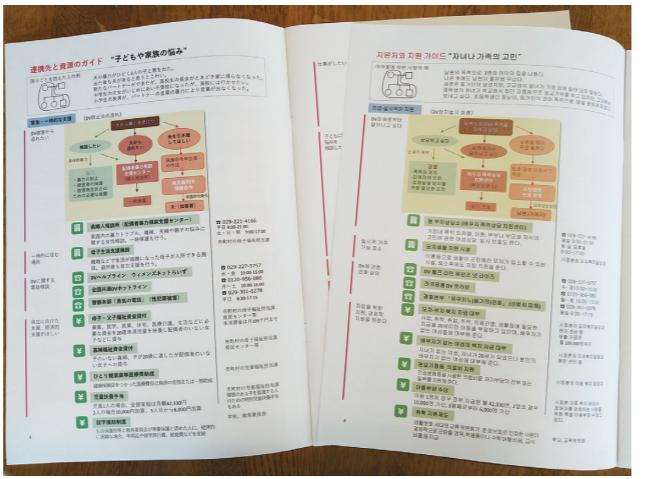
(1)『リンクー悩みごとを抱えた外国人住民や多文化ソーシャルワーカーのための社会資源ガイド』の作成

2014年度 WAM 助成事業「茨城のセーフティネットを支える社会資源リスト作成事業」にて NPO コモンズが作成した冊子『リンク』を改訂し、2019年度は6言語（英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、日本語）、今年度は新たに5言語（韓国語、ベトナム語、タイ語、ウルドゥー語、インドネシア語）の多言語版を作成した。生活困窮、心の悩み、高齢者介護、障害、家族の問題などの困りごとを抱えた外国人当事者や、かれらの支援に関わる方々に活用してもらうことを想定している。これらの冊子は、県内44市町村の国際化推進担当課や福祉機関・施設等に配布したり、関係

機関に周知したりするほか、県内外の関係者にひろく閲覧・ダウンロードしていただけよう当会のウェブサイトにPDFデータを掲載している。

(<http://peer-joso.com/cn2/documents.html>)

◆『リンク』の表紙および内容



(2) その他の翻訳

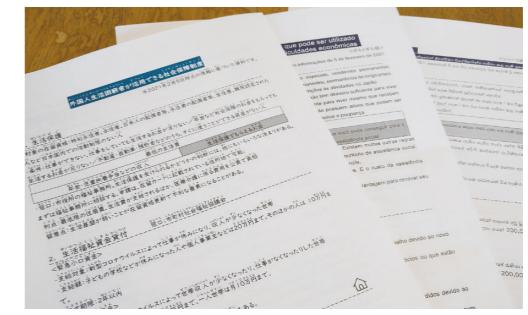
福祉・医療関係機関からの要望に基づき、申請書類や制度説明書類を翻訳。今年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響が大きく、関連書類の翻訳も増加した。1回目の緊急事態宣言や家庭・職場・学校での留意事項、特別定額給付金の申請、社会福祉協議会と連携しての生活福祉資金特例貸付の説明文書翻訳、冬にかけて茨城県内でも感染拡大傾向が顕著になってきた頃の2回目の緊急事態宣言時の諸注意等、コロナ禍の影響を受けた外国人住民の状況を見ながら翻訳を作成した。翻訳文書はNPOコモンズのウェブサイトに掲載したり近隣の郵便局や医療機関に設置させていただいたりしたほか、教育委員会を通じた学校での配布や県外国人材支援センターのマーリングリストを通じた外国人雇用企業への情報提供を実施した。

主な翻訳資料

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止、感染した場合等
- ・生活福祉資金貸付に関する説明文書、申請文書
- ・生活困窮の外国人住民が活用できる社会保障
- ・特別定額給付金申請書記入のガイダンス動画
- ・母子保健に関する文書に言語追加



◆近隣の郵便局に設置した様子



◆困窮した外国人が利用できる社会保障

(3) 通訳派遣・多言語相談 のべ150件

- ・社会福祉協議会での生活福祉資金貸付申請の通訳派遣
- ・保健センターの乳幼児健診への通訳派遣
- ・DV被害にあった母子世帯の法テラス相談への通訳同行
- ・コロナ禍で失業しどのような社会資源を利用できるかわからない外国人住民からの相談
- ・ポルトガル語・タガログ語・英語での電話相談、面会相談等

2-4. 多文化ソーシャルワーク導入支援検討会議

(1) 趣旨

茨城県において、定住外国人が生活者として暮らせるようにするために、福祉・医療分野における多言語でのサービス提供体制の整備の実現を目指し、多文化ソーシャルワークの調査・企画検討・啓発を行うために検討会議を設置。県・市町村や福祉・医療機関関係者等に呼びかけて会議を開催し、調査・セミナー・フォーラムの企画運営を連携して行うなかで顔の見えるネットワークを作ることを目指した。

(2) 日程

令和2年度は、7月3日（対面）、12月17日（オンライン）に開催。検討会議内の一部委員によるオンライン会議を11月19日に開催。

(3) 検討会議参画依頼先

茨城県社会福祉協議会、茨城県国際交流協会、つくば市国際交流協会、茨城県健康・地域ケア推進課、青少年家庭課、常総市幸せ長寿課、茨城県介護

福祉士会、茨城県心身障害者福祉協会、茨城県老人福祉施設協議会、茨城県社会福祉法人経営者協議会、茨城県介護支援専門員協会、茨城県保育協議会、水海道厚生病院

昨年度からの検討委員に加え、子どもや高齢の施設の協議会、複数の職能団体関係者にもご参加いただくことができた。上智大学大学院グローバル・スタディーズ研究科教授の稻葉奈々子氏には、引き続き委員長として、また、本事業の伴走支援者である認定NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわの理事・事務局長である高橋清樹氏にもご参画いただいた。検討委員名簿については資料編を参照のこと。

(3) 検討内容

- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響に関する情報共有
- ・連続講座とフォーラムの企画・広報
- ・多文化ソーシャルワークの実践事例をふまえた多職種連携のあり方 等



◆第1回検討会議の様子

2-5. 市町村社会福祉協議会窓口担当者情報交換会

(1) 趣旨

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、世帯収入が減少し生活困窮状態に陥った外国人が、生活福祉資金の特例貸付申請等のため市町村社会福祉協議会を訪れている状況がある。そのため、各窓口での対応状況や課題、応対時の工夫などを把握し共有することで以後の対応に活用できることを第一義的な目的とした。

(2) 日程 2021年1月27日(水)13:30~15:30 オンラインで実施

(3) 参加団体 12市町村社会福祉協議会、NPOコモンズ

(4) 情報交換の内容

- ・外国人住民からの相談の対応状況、特例貸付状況
- ・外国人住民への説明時・回収時等における課題と工夫

※情報交換の詳細については、資料編P.36をご参照のこと。

3. 関係者の皆様からのご寄稿

「茨城県で多文化ソーシャルワークを進めるために何ができるか」というテーマで、本事業に関わってくださった各分野の皆様から寄稿をいただいた。改めて感謝申し上げるとともに、県内の外国人住民と福祉について、これほどどの関係者の方々にご参画いただきながら事業を運営できたことは、本事業の大きな財産であると強調したい。

●茨城県中央児童相談所 高橋活夫 様

「児童相談所から見える多文化ソーシャルワークの課題」

児童相談所（以下、「児相」）では、原則18歳未満の子どもの様々な相談に応じています。外国ルーツの方々の増加を反映して、茨城県に於いても県南・県西を中心にその子どもたちに関する様々な相談が寄せられています。ここでは、相談件数の中で多くの割合を占める2つの相談から、外国ルーツの子ども相談の課題について検討します。

児相の全相談件数のなかで約35%を占め、昔から重要な業務として位置づけられているのが障害相談です。障害相談のほとんどが療育手帳の交付です。療育手帳は知的障害を証明する障害者手帳の一種で、いわば福祉サービス受給のためのパスポートです。療育手帳交付のためには、一般的に標準化された知能検査により知能指数(IQ値)を算出することから始まります。児相で使用している知能検査は日本の文化を背景として質問が構成されています。そのために外国ルーツの子どもにとっては、言葉の違いは勿論のこと育ちや暮らし等の文化的背景の違いにより、質問内容の理解が困難で回答が難しいということが推察されます。実際に、聞き取った生活状況に比べて算出された知能指数が大幅に低いことが散見され、算出された知能指数の妥当性が問題になります。基本的には必要な福祉サービスが受給できるように利用者本位で考えますが、その障害の程度により手当の有無や額が変わること、結果として障害のレッテルを貼ることになるなどをどのように整理するかなど、いつも議論になる課題ですが明確な解決方法を示せなく対応に苦慮しています。

また、全相談件数の半分近くを占め、児相の最重要課題として取り組んでいるのが子ども虐待相談です。「叩かれたようなアザがある」「日常的に怒鳴られているようだ」との通告があり調査すると、虐待者が外国ルーツの保護者であることがあります。子ども虐待相談では、被虐待者である子どもの安

全確保を最優先に、その後虐待者である保護者には面接等により虐待防止指導、再発防止指導を行います。しかし外国ルーツの保護者では「自分の国では子どもは叩いてしつける。皆そうしている。大きな声を出さないと子どもは分からぬ。」等と言われ、その後の指導を殆ど受け入れてもらえず大変苦労をします。日本人の保護者でも、そうした言い方で指導を拒否されることは多々ありますが、丁寧に説明して何とか理解してもらっています。外国ルーツの保護者の場合、言葉の問題もあり丁寧に説明することも難しい状況です。しかし言葉の問題よりも、子どものしつけへの姿勢や子どもについての考え方、子どもの日常の暮らし等、子育ての文化がそもそも違っていることが要因で指導に困難をきたしていると思われることが度々あります。

この2つの相談に共通する課題は、「(子育て)文化」の理解です。昨今では通訳ソフトが手軽に利用できるようになったので、言葉の問題については昔と比べて対応が容易になりました。単に日本語を外国語に、時にはその反対に置き換えることは難しくありません。しかし、言葉の裏にある(子育て)文化の違いについては、簡単に説明することは難しく、お互い容易に理解できないこともあります。相談業務では、対象者の文化的背景を理解していないと、対象者が何故そのような考え方へ至ったのか、何故そのような行動をとったのか検討出来ません。その国の(子育て)文化を理解して、はじめて対象者に寄り添ったソーシャルワークができるようになります。外国ルーツの子ども相談では、(子育て)文化を理解しない障害判定は不正確になり、虐待防止指導は単なる押し付けで再発防止に繋がらず、結果として子どもに不利益をもたらしかねません。

今後とも外国ルーツの方々が増えていくことは明らかです。それに伴い支援が必要な外国ルーツの子どもたちも増加し、多文化ソーシャルワークが様々な場面で求められるようになってきます。そのような時代に相談業務を専門とする児相職員として、外国の(子育て)文化を積極的に学んでいく必要性を感じています。

●医療法人仁愛会 水海道厚生病院 医療福祉相談室 長倉藍 様

この度は「いばらき多文化ソーシャルワーク推進フォーラム 2021」に参加する機会をいただき、誠にありがとうございました。

フォーラムの感想になってしまふと思いますが、私が感じたことを書かせていただきます。

外国籍の方を支援する中で「言語の違い」、「言葉の壁」は避けては通れ

ない問題だと思います。フォーラムの中でも同様の意見が多く、悩んでいるのは自分だけではないんだ、と少し安心しました。

今回、実際に通訳をされている方のお話を聞き、「日本語はあるけど、外国にはない言葉・制度」を通訳することの難しさを学びました。それらをどのように伝えていくか、私達と通訳の方と、双方が一緒に学べる機会が必要となってくるのかもしれません。

常総市にはコモンズさんがあり、「困った時はコモンズに相談してみよう」と、実際に私の関わっているケースでも介入をお願いしたこともあります。とても心強く、安心感がある一方で、「コモンズだけでなく、地域全体として多文化ソーシャルワークを考えていく必要性(ひとつのケースを1ヶ所で抱え込みすぎず、関係機関に繋ぐ重要性)」を感じました。そうする中で、自分自身が不安にならずに、自分の仕事に自信をもって、助け合って利用者さんを支えていける環境が出来上がっていくと良いのではないかと思います。

自分たちに何ができるか、すぐに具体案を出すのは難しいのですが、私達ひとりひとりが、多文化ソーシャルワークについて考えることが「茨城で多文化ソーシャルワークを推進するため、自分たちにできること」の第一歩なのではないかと思いました。

●常総市役所幸せ長寿課 地域包括支援センター 石引理子 様

令和元年度より2年にわたり「福祉・医療機関への多文化ソーシャルワーク導入支援事業」検討委員として活動させていただきました。私が勤務する常総市では、外国人の住民登録が多いため、地域住民である外国人の方への支援の在り方について、この事業を検討する中で検討委員である各関係機関の皆さまの活動実績やアプローチから学ばせていただくことが多くありました。外国人支援において各言語の翻訳・通訳は切り離せないツールですが、単に「言葉」を翻訳するだけでなく、その方々のルーツや宗教、生活習慣に基づく文化を尊重し、外国であるこの国でその人らしい「生き方」をすることができる、そのような地域づくりのはじめの一歩として、この事業を普及させることで地域に広げていけることを、今後も強く祈念いたします。

最後になりますが、日々外国人支援の現場でご多忙ななか主催者として多大なるご尽力をくださいましたNPO法人茨城NPOセンター コモンズの横田様をはじめスタッフの皆さんに、この場をお借りして御礼申し上げます。

●一般財団法人つくば市国際交流協会 中村貴之 様

つくば市は約 140 か国から 10,000 人程度の外国人が居住する地域であり、常住人口の約 4 %にあたります。市内には研究所や大学が多くあることから 3 年から 5 年程度の短期滞在が多かったのですが、近年は日本での就職や定住、永住を考える方が増加しているように感じます。

当協会は 2013 年に一般財団法人として再編成され現在に至っています。主な事業は外国人支援事業と国際交流事業であり、外国人支援事業は、大人及びこどもに対する日本語支援のほか、外国人相談室、医療通訳ボランティア養成・派遣などを行っています。

医療通訳ボランティア養成・派遣事業については、隔年で養成講座を開催し、一定のレベルを満たした方がボランティア登録となります。2009 年から現在まで 300 件以上病院へ派遣しています（対応言語は日本語、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語）。母語で通訳することは、患者様の安心につながるとともに、病院としても正確に伝わることで適切な治療に結び付いているとのご意見も伺っています。

外国人相談事業では、当初は在留資格や婚姻などの相談が多かったのですが、近年では子育て、法的トラブル、健康・医療の相談も増えてきている傾向にあります。

家族で定住することで、その国の生活習慣が、同じ文化圏の家族が集まることにより社会活動が活発になってくると、様々な支援が必要になります。子どもの就学・進学もありますが、衣食住だけでなく、病気や老後の支援も求められます。その様な中で、必要な組織を繋いで包括的な支援に繋げるピアソーターの養成は重要と考えます。また、専門知識だけでなく制度も変わっていきますので、研修会・勉強会なども必要です。

当協会としては、医療通訳ボランティアがひとつの役割を担えると考えています。ピアソーターを介して医療通訳、介護通訳などが関わることで、より良い支援ができるのではないでしょうか。

ただ、市町村国際交流協会単独では他市町村での活動や体制を維持し続けることは難しいため、広域で連携することが必要だと思います。更に地域を繋ぐ人材、予算も必要です。

2 年間にわたり、中心的な役割を果たされ、成果を出されているコモンズ様に心より敬意を表します。

●茨城県介護支援専門員協会 理事 小野健悦 様

高齢者介護の分野では、外国人高齢者が介護サービスを利用するケースはまだ少ないですが、キーパーソンとなる息子の妻・娘の夫が外国籍であるケースは介護保険制度がはじまった 2000 年と比較するとかなり増えている印象があります。

平成 29 年度以降は介護人材不足により、以前から受入れをしていた E P A に加え、技能実習・特定技能といった制度で外国籍の方が介護事業に従事することが増え、外国人介護士が日本人高齢者を介護する光景は珍しくなくなっています。介護分野については、今後も継続して外国人労働者の受け入れをすることをめざし、事業の継続ができないことが確実であり、労働者としての外国人をどのように受入れ、向き合っていくかが喫緊の課題となっています。幸い、介護に就いている外国人介護従事者は高齢者の気持ちに寄り添ったサービスを提供してくれており、国籍に関係なく高齢者からの信頼を得ています。

アジア各国には、日本のような介護保険制度が必ずしもあるわけではありませんが、日本での技能実習の経験を活かし、母国で介護に関する事業を始めたいと希望する方もおり、日本の良質な介護サービスがアジア全域に広がっていくことの意義は大きいと思います。

私たち介護支援専門員は地域共生社会を支える相談援助職であり、介護保険制度の中核を担う職種です。人種の多様性が広がるなかで、文化・習慣・言葉の違いを理解し、支援できる介護支援専門員を育成することは、今後課題となっていきます。外国人高齢者が介護サービスを利用したときに、日本人高齢者と変わらず安心して老後を過ごせるよう、適切なケアマネジメントができるることは今後必須の能力となると考えられます。

今年度開催された「連続講座はじめよう多文化ソーシャルワーク」や「いばらき多文化ソーシャルワーク推進フォーラム 2021」は私たち介護支援専門員が将来直面する課題を浮き彫りにする良い機会となりました。

今後は他の都道府県や茨城県内で、先進的な取り組みをされている地域包括支援センターや介護支援専門員の活動を参考にし、多文化ソーシャルワークが茨城県内に広がり根づいていくよう取り組んでいきたいと思います。

●社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会
福祉のまちづくり推進部 中村英一様

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて減収した世帯に対する支援策として、令和2年3月25日から生活福祉資金貸付制度による特例貸付が開始されました。

茨城県内でもこれまでに5万件弱の貸し付けを行っておりますが、この特例貸付では、住民登録のある外国籍の方も、居住期間に関係なく貸し付けの対象となっており、社会福祉協議会が設置する特例貸付に関する窓口には、外国籍の方も相談に来られるようになりました。同時に、多様な言語への対応の難しさ、通訳がないことによる制度の正しい伝え方の難しさ、などの課題も浮かび上がりました。

また、この特例貸付を通じて、社会福祉協議会がこれまで関わりの少なかった外国人と出会い、コロナ禍における外国人の方々が抱える複雑・多様化する生活課題を知る機会となっています。

社会福祉協議会は、住民主体の理念に基づき、地域が抱えている様々な福祉問題を地域全体の問題としてとらえ、みんなで考え、話し合い、活動を計画し、協力して解決を図る。その活動を通して福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進をめざす、社会福祉法に規定された民間の組織です。これらを進めていくには、地域で暮らす外国人も包摂することが不可欠です。

関わりの薄さから孤立してしまいがちですが、日本人も外国人も同じ地域の構成員として、お互いの文化・価値・習慣の違いを理解しつつ、共に地域づくりを進め、共に地域社会を支える主体であるという認識を持つことが大切であるということを、「福祉・医療機関への多文化ソーシャルワーク導入支援検討会議」に参加することで再確認しました。会議を通して外国人支援を行っている機関・団体の方との新たなつながりも生まれ、このつながりなども活かし、外国人にも安心して暮らすことのできる地域づくりを進めていきたいと思います。

●認定NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ 高橋清樹様

昨年度と今年度の2年間、多文化ソーシャルワーク導入支援事業に関わらせていただき、ありがとうございました。

当初の集まりでは、それぞれに窓口対応等されている担当者の皆様も、外国人世帯への支援や課題について、ご自分の部署のみの状況や課題把握に留まっていたような感じがしましたが、この2年間を通して自分の部署と他の部署あるいは他の地域での課題が見え、それがつながって共通の課題になってきたと思います。

外国人世帯の立場で考えると、その時々に会社、役所の窓口、学校、病院、時には生活に困り福祉窓口や社会福祉協議会に相談に行くとか、いろいろな機関へアクセスする中で「通訳がないのでうまく伝えられない」とか「書類が書けない」とか「情報がなくどうしていいかわからない」とか、様々な困難に突き当たることが想像できます。そうした時の窓口対応で通訳がいてくれるとか、ゆっくりわかり易く話してくれるとか、言葉をふりがな付きで教えてくれるとか、ちょっとしたことで外国人世帯の人たちはほっとするだろうと思います。

その時、「他の部署ではこんなサービスもありますよ。連絡を入れておきましょうか?」と教えてもらうと一層安心するのではないでしょうか?

キーワードの一つは「多機関連携」で、連携会議などを定期的に行うなど、つながりを見る化し仕組みとして確保することも大切ですが、自分以外の部署がどのような情報を持っていて、どのように対応してくれるかを知っておくこと、そして電話を入れればすぐに話がつながる、こうした関係作りも大切だと思います。

また、外国人世帯の状況は日々変化します。特に子どもを抱えた世帯では、年齢が上がるについて起きる課題も大きく変化していきます。そうした時、その時々の横軸の連携とは別に、ライフコースに沿った縦軸のつながりや支援が必要です。会社を辞めたとか、引っ越したとか、子どもが高校に進学した、など世帯の変化に応じた新たな状況にスムーズに対応するのは、信頼でき寄り添ってくれる支援者の存在が大きいと思います。その縦軸での支援のキーパーソンがピアサポーターだと思います。ピアサポーターが外国人世帯に寄り添って、支援をしていくことは横軸としての様々な窓口もつながっていくことを意味します。現在はボランティアベースのピアサポーターですが、行政施策として、養成し職として位置付けることが、外国人世帯が安心して暮らし、子どもたちが成長して社会の一員として活躍するためにも必要なのではないかでしょうか?

●上智大学 稲葉奈々子 様

「インター・セクショナリティ」という概念がある。日本では「複合差別」と訳されることもある。マイノリティに属する人が抱える困難は、単一の要因によるものではなく、しばしば複数の領域にまたがっていることを表す概念である。多文化ソーシャルワークの文脈に置き換えるならば、「複数部署横断的」問題と訳してもいいだろう。

外国籍の住民から相談があったときに、言葉を通訳してくれる人がいるだけでは、絡まりあった複数の問題を解く糸口がつかめないことがある。たとえば、外国人のシングルマザーが生活に困窮しているとき、その困難は、国籍が違うからなのか、文化的背景が異なるからなのか、女性だからなのか、ひとり親だからなのか、非正規雇用だからなのか、本人の資質の問題なのか。すべての要素が混然一体となっており、何が困難を規定しているのか、本人にも判然としないことがある。よくよく話をきいてみると、在留資格や、DV、家族、メンタルヘルスの問題などが入り組んでいることがある。そうなると、ひとつの部署では対応できない。

今回の事業で実施した講座やシンポジウムを通じて、関連する機関のつながりができた。このつながりを有効に機能させるにはどうしたらいいか。結婚、育児、離婚、障がい、介護など、地域社会では多岐にわたる生活の問題が部署横断的に交錯している。それに加えて、茨城県にはグローバル・エリートから、社会の最底辺で働く外国人労働者まで、階層も多様である。来日の経緯も、留学、結婚、出稼ぎなどさまざまである。インター・セクショナリティの概念に基づいた多文化ソーシャルワークが必要なゆえんである。

インター・セクショナリティの概念を多文化ソーシャルワークの現場に応用するならば、ジェンダーや階層など日本人と共通の切り口で対応できる問題に見えて、そこに外国人特有の問題がないかをつねに検討する必要がある。つまり、外国人住民に対応する場合には、出身文化や在留資格、人種差別が問題の要因となっていないかが吟味されなくてはならない。

しかし、日本人の支援者の想像力には限界がある。マニュアルに則って対処しても、当事者が必要としているサービスを提供できないこともある。必要なサービスが何かを当事者に問いかけても、答えが得られるわけではない。問題の渦中にいる当事者は、冷静に状況を分析できるぐらいならば相談に来ない。そこで、当事者と社会的背景を共有する「ピア・サポーター」が重要な役割を果たす。

筆者がインタビューしたあるペルー人の女の子は3歳で来日したが、日本社会に馴染めず高校卒業後に帰国した。帰国後は「普通の」日系ペルー人と

して家族や親戚、多くの友だちに囲まれて楽しく生活しているが、「日本では障がい者のように扱われていた」という。実際、中学時代には1年半も精神科に入院させられていた。

彼女が日本社会に適応できなかった理由は、自己主張が当たり前の文化が日本人同級生に受け入れられなかっこと、ひとり親家庭であったこと、母の留守中に離婚した父親から虐待されていたことなど、複数の要因が絡み合っていた。入院までに複数の行政機関の関与があったにもかかわらず、彼女の行動に影響を与えた根本的な要因は放置されたまま、表面的な判断により「精神病」で治療が必要とみなされたのである。もし、文化の翻訳者としてのピア・サポーターがいたならば、入院に至る前に、家族の状況を理解して、適切な支援を行政に求めることができたかもしれない。

茨城県では、本事業によって、多文化ソーシャルワーク実践に向けた民間と行政の部署に橋が渡された。まだ弱々しい橋だが、今後強化していくことで、外国人住民も真に地域社会の一員になれるだろう。

4. 事業の成果

令和2年度に実施した連続講座は、オンラインにすることで県内各地域からの参加が実現した。NPO コモンズ単独では周知能力に限度があるが、各テーマについて、関連する検討委員が職能団体や協議会を通じても周知してくださった。特に高齢者介護をテーマとした回は、介護支援専門員や地域包括支援センター等の関係者も多く参加し、その関心の高さを実感した。発達障害をテーマとした回は、外国にルーツを持つ子どもの全国の支援者が閲覧するメーリングリストでの案内もあり、参加者が全国規模に広がった。講座やフォーラムを通じて、各分野での具体的な実践例とその活用や、現場で外国人住民に応対する担当者が幅広い知識を持つ必要性、ピアサポーターや通訳の意義、やさしい日本語の可能性、福祉や国際交流の関係者が横につながりを持つことの重要性などを伝えることができた。新型コロナウイルス感染拡大の状況を見ながら多言語文書の作成を進めて広く掲示・案内したほか、生活福祉資金特例貸付の窓口で活用していただく機会を作ることができた。通訳に関しては、ポルトガル語・タガログ語・英語の通訳つき電話相談・面会相談を平日実施し、必要に応じて福祉・医療機関への通訳派遣を行った。検討会議実施により、各分野での外国人対応に関する課題の共有がなされたほか、検討委員の協力を得て、連続講座企画に際する個別ヒアリングや介護

通訳の研修を実現でき、参画した行政機関や国際交流協会、福祉関連の協議会、職能団体等との連携が深まった。NPO コモンズの外国人定住化支援のためのウェブサイトを整備し、連続講座の資料や作成した多言語資料、動画を公開した。

資料編

1. 多文化ソーシャルワーク導入支援検討会議 検討委員名簿（令和2年度）

5. 新たなニーズと今後の課題

連続講座やフォーラムを通じて登壇者や参加者と実践事例の情報交換をする中で、多くの現場で言葉の壁や文化の違いという課題に直面していることが改めて明らかになった。また、現場や地域の状況の違いから、福祉の分野や地域により多文化ソーシャルワークへの意識の差があることがわかり、今後、研修やケース検討会など、分野ごとの適切なアプローチ方法を検討する必要があると考えられる。一方、外国人住民から相談を受ける中で、経済的困窮だけではなく、複数の分野にわたる課題を抱えていたり、難民申請中や仮放免という立場のため活用できる公的リソースが非常に限られていたりする複雑な事例も増加している。課題解決には複数の関係機関の連携が必須であるが、弁護士会や移住連といった専門家の組織との連携を強化しながら、コロナ禍の影響により複雑化する外国籍家族の課題に向き合う必要がある。また、当事者に制度を説明したり、心情に寄り添ってニーズを聞いたりする際には通訳やピアサポーターの存在が重要であるため、今後は福祉の知識を持ったピアサポーターの養成が課題となる。また、外国人住民側に日本の制度やライフサイクルに応じた社会保障について伝える必要性も実感しており、先進地域である神奈川県や愛知県などの取組を参考しながら、障害・介護・防災・終活等についての研修に発展させることを検討したい。

6. 地域の多文化ソーシャルワークを推進するために

今後も、地域の外国人がより安心して福祉サービスを利用できるようにするため、多文化ソーシャルワークに関して茨城県内での継続的な情報提供や意識の醸成をはかりたい。そのためには、2年間の事業を通じて培った福祉制度に関する多言語資料や県内の福祉機関とのネットワークを活用し、各市町村の外国人受け入れ体制整備に際しての資料提供や、現場担当者の方々への研修を通じた多文化に配慮できる人材の育成、分野ごとの学びの場の設定、ピアサポーター養成や当事者への研修などに継続的に取り組む必要があるだろう。

所属	役職等	氏名
茨城県社会福祉協議会 福祉のまちづくり推進部	部長	中村英一
茨城県国際交流協会 交流推進課	課長	加藤雅春
つくば市国際交流協会	係長	中村貴之
茨城県保健福祉部健康・地域ケア推進課	課長	栗田仁子
茨城県保健福祉部青少年家庭課	課長	下山田義弘
常総市保健福祉部幸せ長寿課 地域包括支援センター	社会福祉士	石引理子
茨城県介護福祉士会	副会長	井手実和
茨城県心身障害者福祉協会	事務局長	戸島正巳
茨城県老人福祉施設協議会	副会長	荒川透
茨城県社会福祉法人経営者協議会	会長	前島守雅
茨城県介護支援専門員協会	理事	小野健悦
茨城県保育協議会	総務委員長	古谷野好栄
医療法人仁愛会 水海道厚生病院 医療福祉相談室	精神保健福祉士	長倉藍
認定 NPO 法人多文化共生教育ネットワークかながわ	理事・事務局長	高橋清樹
上智大学大学院 グローバル・スタディーズ研究科	教授	稻葉奈々子
認定 NPO 法人茨城 NPO センター・コモンズ	代表理事	横田能洋

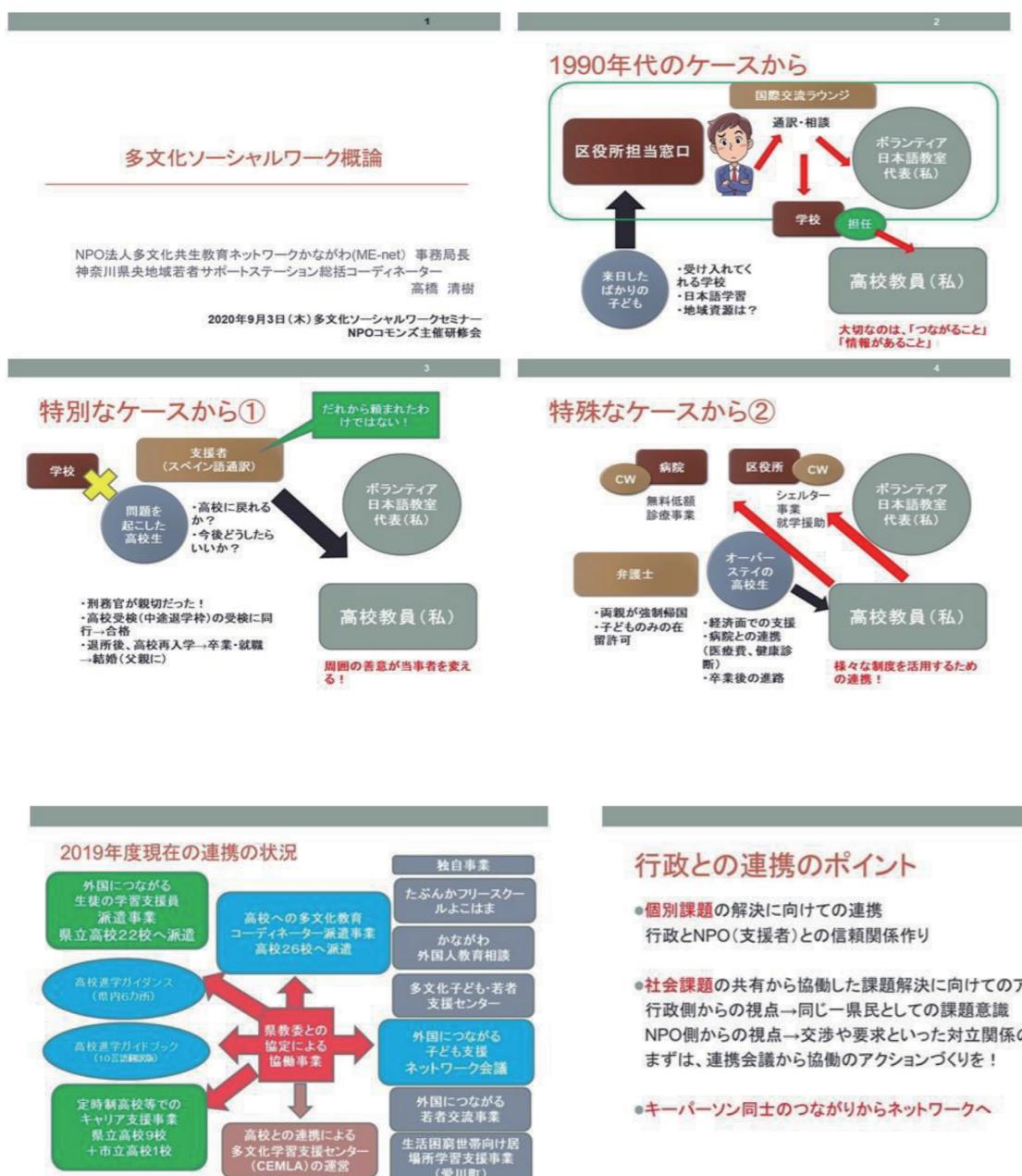
（順不同、敬称略。役職は2020年7月時点）

2. 連続講座「はじめよう多文化ソーシャルワーク」

本講座について、報告資料の一部を掲載する。なお、報告資料は一部を除き弊会ウェブサイト (<http://peer-joso.com/>) にて公開しているので、是非ご覧ください。

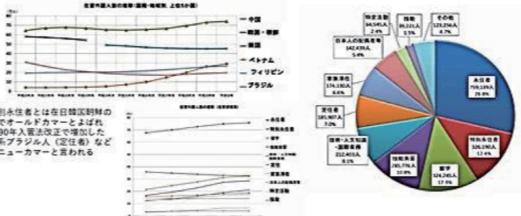
第1回 外国人住民の福祉サービス利用に携わる皆さんに知っておいていただきたいこと

講義：外国人住民を取り巻く福祉の現状と課題—神奈川県の事例をもとに
(認定NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ 高橋清樹氏)



報告：外国ルーツの家族に関する基礎知識と相談対応（コモンズ 横田能洋氏）

1 外国ルーツの人はどのように増えているか



14 福祉サービスの利用に関して

- ・短期滞在の場合、サービスが受けられないことがある
- ・生活保護は定住、永住でないと申請困難。（仮放免でなければ可能性あり）認められても日本国民に準じて恩恵的に保護されるので不服申し立てが困難
- ・多重債務などで自己破産の場合、「生活の安定性」要件に抵触し在留資格が更新されなくなる場合もあるので留意。
- ・介護保険サービスを受けたいとき、保険に加入していないと自己負担が増えたりすることがある。
- ・離婚して児童扶養手当を申請しても、母国での結婚や離婚の証明書類作成に時間がかかり手当が受けにくことがある。
- ・制度があることを知らない、保育所申請など手続きの仕方、書類の書き方がわからないと申請できないことが多い。

18 通訳を探すには

- ・各地にある国際交流協会に相談(基本は謝金を払う)
通訳を派遣する場合と、協会来所のみという場合がある
- ・電話の3者通話やオンラインで通訳に対応する支援機関もある
- ・在留資格更新等は通訳翻訳ができる専門の法律事務所がある
- ・都道府県にある労働局やハローワークには通訳がいる場合がある。
- ・医療通訳は病院や地域により状況がことなる
- ・相談者が属している宗教団体がある場合、日本語が話せる人に協力を頼める場合もある。

19 トラブルにあった当事者の相談先

- ・役所の国際担当又は国際交流協会(対応範囲は組織で異なる)
- ・就労や就学の支援をしているnpo
- ・非正規就労の相談対応をしている労働組合、労働者支援組織
- ・難民支援をしているnpo
- ・在留資格の申請に詳しい法律事務所、法テラス
- ・外国人当事者組織
- ・所属している教会・宗教団体
- ・大使館・領事館
- ・よりそいホットライン 外国人ヘルpline

第2回 外国にルーツを持つ子ども・家族

報告1：ようこそニッポンへ 新入生はイスラム教徒 (水海道第三保育所 室野清恵氏)

The report includes the following sections:

- 食べられる物：食べられない物**: Illustrations of halal (ハラル) and haram (ハラム) foods.
- 献立会議**: A meeting where staff discuss how to provide meals.
- 分からぬ時は教えてもらおう**: A section on how to handle situations where children don't understand.
- 一緒に「おいしい！」を味わう**: A section on tasting together.

Icons and text provide specific guidance for handling food allergies and dietary restrictions.

社会福祉法人幸樹会にじいろ保育園のこれまでの外国人の受け入れ状況

転園してときAくんの状況

にじいろ保育園で大切にしていること

傾聴・承認・質問

問題を解決するときはスマールステップで実践していく

③そのために、できることを建設的に考える『じゃ、どうする?』①

Aくんの現在(転園から1年後)

③そのために、できることを建設的に考える『じゃ、どうする?』②

4.バイリンガル保育者の育成

○相談内容

- 市役所の書類が日本語で分からず、働きたいのに、子どもの預け先が決まらず困っている。
- 日本語がわからないので、病院に一緒に来てほしい。
- 子ども、保護者の日本語教室を開いてほしい。

○課題解決方法

- 子どもの養護・教育のみならず、書類作成や医療通訳など多岐の課題に対応できるのがNPOの特徴。
- 本園でもできる限り、上記の相談事に答えるようにしている。

→信頼関係の構築につながっていく。

実際、卒園した利用家族が、継続的に当会のイベントに参加してくれたり、ボランティアとして手伝ってくれている。

4.バイリンガル保育者の育成

○バイリンガル保育者の役割

- 日本語を母語としない子ども、保護者への通訳
- 母語・母文化を活かした保育活動
- 日本語教育など

○課題

- 日本人保育士と保護者との信頼関係の構築
→言葉が通じない分、関係構築に時間がかかる。
日本人保育士の活躍や子どもとのかかわりを伝える。
- バイリンガル保育者の専門性向上
→通訳だけではない、子育ての専門者として位置づけ
- フレスクール(日本語初期指導)の実施
→在籍児の多くがブラジル人であり、友達同士でボルトガル語を話してしまい、日本語で話す機会が少ない。
小学校就学に向けて日本語を遊びながら学べる体制の構築を目指す。

○バイリンガル保育者を配置するメリット

- 子ども、保護者との意思疎通が図れる
- 子どもの思い受け止めてあけられる
- 子どもの薬の服用、欠席の連絡、園児の様子
- 言葉など発育・発達状況を共有
- 市役所からの通知などスムーズな伝達・コミュニケーションが可能

人・地域と関係がもてる、つながりが生まれる

大泉町の認可保育園(地域6園)の外国籍児の割合

全ての園で外国人児童を保育

佐々木が担当する授業の様子(多文化保育)

大泉町の多文化共生保育

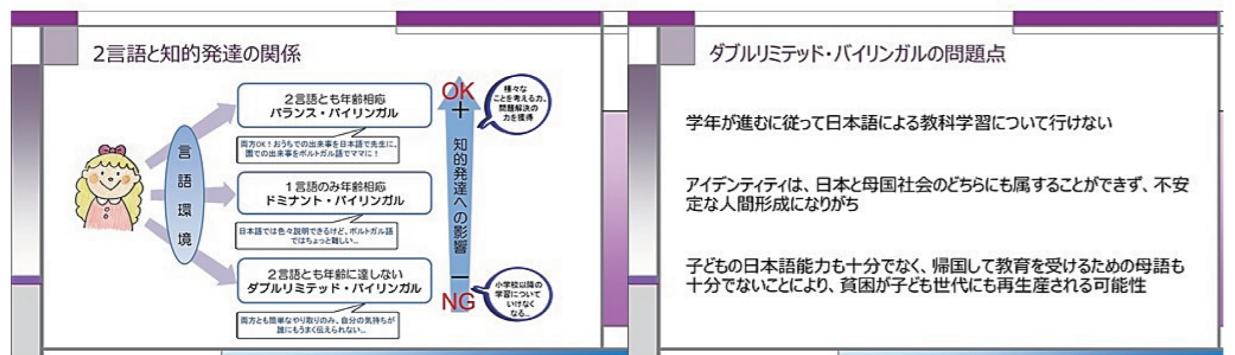
大泉町で働く外国籍保育士

外国籍保育士の取り組み

外国籍児の代弁者

外国人保護者との信頼関係の構築

外国文化や言語の普及



本校卒業時

就労先や福祉事業所へ『移行支援個人票』

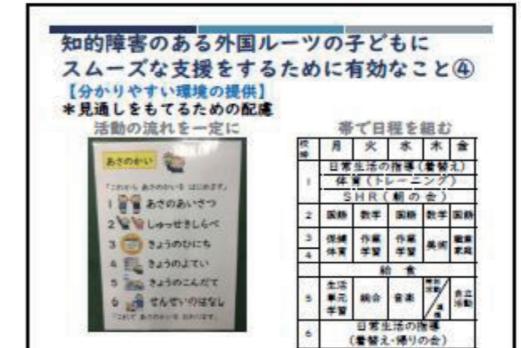
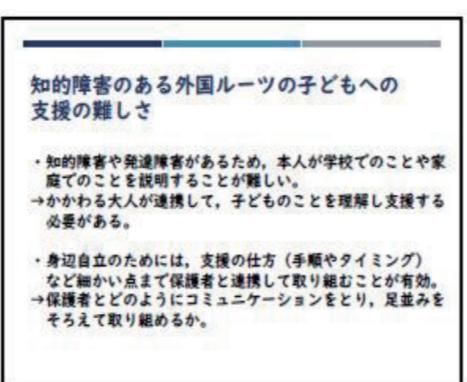
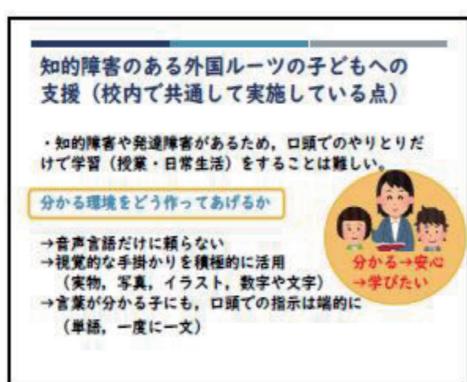
- 障害名・手帳の有無・連絡先
- 会話・指示の理解
- 読み書き・文章理解
- 数概念・計算・時間の概念
- 作業能力・持続力
- 体力・健康・医療上の配慮
- 合理的配慮・支援方法
- 実習の記録
- 出欠の状況

この文書をもとに、直接会って詳しく引継ぎます。

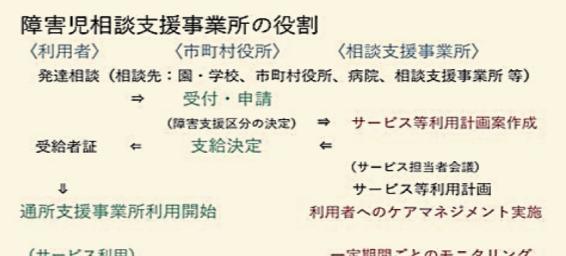
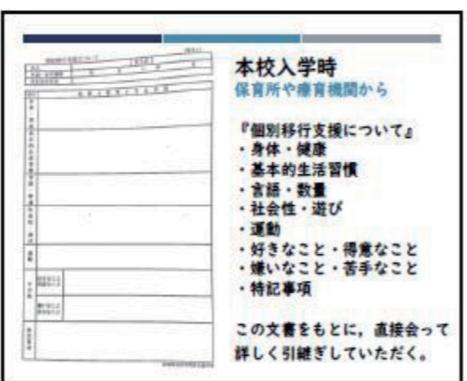
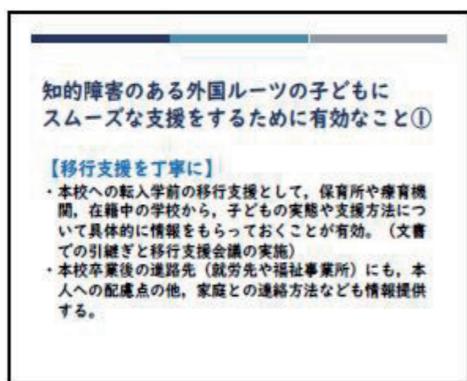


第3回 外国にルーツを持つ子どもと発達障害

報告1：障害のある外国にルーツをもつ子どもたちへの教育 (伊奈特別支援学校 鈴木智子氏)



報告2：発達障害のある外国にルーツを持つ子どもの通所施設利用、そして、学校や家族の橋渡しの役割を担って (障害児相談支援事業所 菜花宏之氏)



利用者事例

- 事例1 (Aさん) 主に、発音の間違いがある子**
- ・小学部1年
 - ・家族全員が母国語を話す。
 - ・利用動機 学校から事業所に紹介
 - ・発音の練習 構音指導、ゲーム形式（すごろく、パズル、絵カード等活用）
 - ・自分から話すことができるよう。（当初、あまり話さない）
 - ・表情も明るくなった。

外国人が通う通所支援事業所

- ・外国人（同じ国）の子が通う。
- ・母国語を話すスタッフ（教育学士、言語学士、心理士 等）
- ・そのスタッフの中に、日本語の通訳をされる方がいる。
- ・週6日間（月～土） 9：30～17：00（現在は個別療育）
- ・外国人学校までは、車で数分の場所。
- ・学校からの送迎実施、1日複数回往復。
- ・利用する子は、その学校からの紹介が多い。
- ・療育に至るまでの手順は、日本と同じ。
- ・利用者への利用状況報告書は、母国語で作成している。

- 利用者事例**
- 事例2 (Bさん) 全体発達に遅れのある子**
- ・5歳（療育手帳あり。その他、障害判定を受けている）
 - ・家族全員が母国語を話す。
 - ・他県から通う。スクールバスで、片道約1時間
 - ・利用動機 これまでの通所支援事業所は家の近く。学校からは遠い。
 - ・支援状況 身の回りのことの自立へ
(上履きを自分で履くところから支援。手洗い支援 等。)
 - ・物の名前；物と名前のマッチング（復唱）
 - ・指示理解が増えてきている。

今後の相談支援事業所の役割 (私にできること)

- ・通所支援事業所での療育情報をより把握し、保護者や学校に伝える。(通訳の方との連携も)
- ・私が作成した利用計画書等を母国語にしていく。
- ・発達相談の実施(学校との連携)
- ・利用者のニーズを把握し、関係機関との橋渡しをする。

おわりに

- ・通所支援事業所と外国人学校との連携の良さ、そして、保護者への思いの深さを感じる。
 - ・発達に心配のある子を抱えた保護者は、学校や通所支援事業所を頼りにしている。
 - ・異文化の国で頼りにするのは、まず、同国人・機関であることを理解していきたい。
 - ・通所支援事業所と学校と保護者の関係を大事にし、円滑にするのは、相談支援事業所の役目だと思う。
- 私の好きな言葉
- 「ハンディのある人は、『障がい者』というよりも、『人生に挑戦している勇者』である」

講義：多言語環境で育つ子どもの発達障害－外国人集住地の小学校現場から－ (三重大学教職大学院 藤川純子氏) ※講演録・講座資料の一部を掲載

「初期の日本語指導を終えた児童や日本生まれの子どもの中にBICS (Basic Interpersonal Communication Skills=生活言語)としての日本語と母語をほぼ習得しているのに、両言語においてCALP (Cognitive Academic Language Proficiency=学習言語)の獲得がなかなかうまくいかない“ダブルリミテッド状態”的な子どもが存在する (Cummins, 1984)。」

またCLD児（文化的・言語的に多様な背景を持つ児童、Culturally Linguistically Diverse Children）は一般的なダブルリミテッド状態にあるのか機能的障害なのかの見分けがつきにくい。(松田・中川、2017)

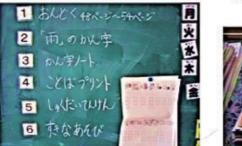
学習する楽しさと文字の有用性を意識

②2年以上の知的な遅れ(ボリビア籍男児、日本生まれ、特別支援学級)

理解できる日本語を用意



メニューの最後にお楽しみ



本人の特性に合わせて

①重度の自閉症(ブラジル籍女児、日本生まれ、特別支援学級)



ちびむすドリルの教材をダウンロード活用
<https://happylilac.net/>

保護者との関係づくりから的好循環

③知的には高いが不安が強く、多動や不器用さが目立つ子(ブラジル籍男児、日本生まれ、特別支援学級)

気持ちを表す言葉(ex、「くやしい」)を教える。

暴力などの行動化が減る。

母の心情にも寄り添いながら...
でも試行錯誤

もしかしたら他地域にも？

④選択性緘默(ブラジル、ペルーなど、日本生まれ、通常学級)

家庭では、ポルトガル語やスペイン語を話す
学校ではほとんどしゃべらない。

「家族が民族、言語的なマイノリティに属している」ことも原因の一つ?



学級運営や環境調整で...

⑤多動傾向で学習定着に課題

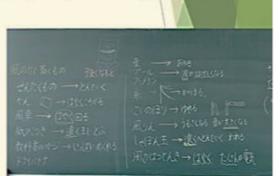
(ブラジル籍、低学年で来日、通常学級)

ポジティブな場面ではみんなに紹介するように
(集団への承認)、
ネガティブな場面では小さ声でそっと声かけ
(個別支援)

落ちかないことをさほど問題だと捉えない文化も。

「日本の学校に適応させること」だけが目的?

私たち教員の発想も見直すチャンス



特別支援学級に在籍する子のうち、日本語指導を受けていない子どもは65%にもなっています。カミンズ先生は、初期の日本語指導を終えた児童や、日本生まれの子どもに生活言語としての日本語と母語をほぼ習得しているのに、両言語において学習言語の習得の獲得がうまくいっていない、ダブルリミテッドの子どもが存在するということを指摘されています。また、松田先生、中川先生は、調査の中で一般的なダブルリミテッド状態にあるのか、機能的障害なのかの見分けが非常につきにくい、ということをコメントしていらっしゃいます。

ここで、私が出会った特別支援教育が必要な外国ルーツの子どもの事例をいくつか紹介いたします。私も最初の頃、どうしてこの子たちはこんなに日本語を習得できないのかとばかり考えしていましたが、最近になって、じゃあどうすればいいのかな、どうしたらこの子たちの明るい未来が描けるんだということを考えるようになってきました。

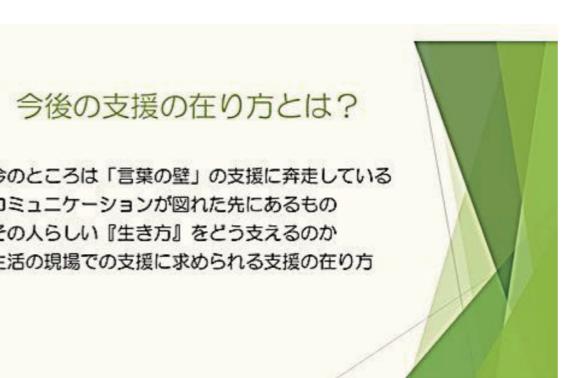
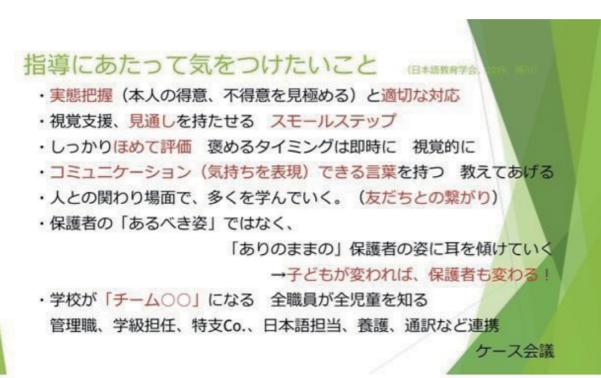
まず1つ目は、重度の自閉症の子の事例です。ブラジル人の子で日本生まれです。特別支援学級の在籍でした。視覚優位であることが分かってきました。例えば、こういうペグボードみたいなものを、彼女は、何千個もあるペグを1回見ただけで、そのあと何回でも再現できたりするようにすごく視覚が優れていたんですね。ひらがなだったら、リストを使うとかちょっとピースにはまるみたいに覚えていけるということが分かったので、そのあと、漢字も全部リストを使って、数字も全部一定のリストを使って教えたら、この子にははまりました。

次は、ボリビアの子どもの事例です。2年以上の知的な遅れがありました。日本生まれで特別支援学級在籍です。この子の場合は、なかなか文字が覚えられないという課題がありました。そこで、この子が知っている、理解できる日本語語彙を利用して、積み木が結構はまったので、例えばかえるの「か」とか、いぬの「い」とかいうことを、教えていました。この子の場合、「今日のメニューはこれだよ」と、「最後にあなたの好きな工作で遊べるよ」と、見通しを持つことで勉強を頑張りました。勉強したプリントを冊子にまとめて、交流学級の方で紹介することも意図的に行い、褒めてもらえる場面を作るように設定しました。

次は、ブラジルの男の子の事例です。日本生まれで、特別支援学級です。知的には高かったのですが、不安が強くて多動や不器用さが目立つ子でした。この子とは、保護者との関係作りがなかなか大変でした。この子の場合、不安や情緒の課題が非常に大きかったので、気持ちを表す言葉、例えばくやしい、とか、頭に来た、とか、むかつくなつとも含めて、気持ちを言葉で代替させるということを意識し、だいぶ情緒が安定しました。それから、お母さんの心情にも寄り添いながら、関係を作るということを意識しました。

4番には選択性緘默のケースです。日本生まれだけど、ブラジルやペルーにルーツがあり、家庭でポルトガル語やスペイン語を話す子で、通常学級在籍ですが、学校では喋らない、ということがありました。

最後の事例は、多動傾向で学習定着に課題のあるブラジルの男の子の事例です。低学年の頃に来日しています。在籍は通常学級です。担任の先生が丁寧に板書を作られ、図式で示され、絵で示したりとかしながら、この子にわかるような工夫をされていました。ポジティブな場面ではみんなに紹介するように、集団承認するように声かけ、そして彼がちょっと悪いことをしてしまったときは、小さな声でそっと、個別で声かけるということもされていました。



『外国人の子ども白書』という本の中で、豊田市の発達センターの高橋脩先生が書いていらっしゃいますが、ニューカマーで障害のある子どもの発達支援と保護者の子育て支援については実態の把握が十分でないこと、日本人は90%以上が受診する幼児検診は、外国籍児童の受診率が非常に低いということ。それから、言語発達の遅れや落ち着きのなさが発達の障害に起因するのか、環境に起因する一過性の現象なのか、判断に迷うことも多い。家庭での母語でのコミュニケーションは、発達に効果があるのではないかという見解も持っていました。また保護者とのより共感的な関わりが大事だということ、通訳者との連携、多言語による資料提供も重要です。

第4回 外国人高齢者と介護

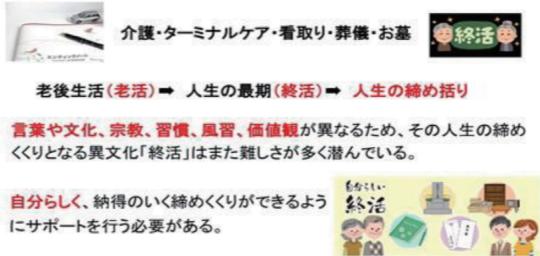
報告：外国人高齢者と介護について（常総市地域包括支援センター 石引理子氏）



講義：外国人高齢者は今～多文化共生社会の先にある現実～
(外国人高齢者と介護の橋渡しプロジェクト 木下貴雄氏)

異文化「終活」の必要性

永住化・定住化 → 在住外国人も高齢化
人生の最期 → 日本で迎える人 → 今後、増えていくことが予測される。



自分らしく、納得のいく締めくくりができるよう
にサポートを行う必要がある。

外国人高齢者の「介護」における問題点

五つの壁



プロジェクト概要

- 外国人の高齢化が今後も進んでいくことが予想されるが、そのための施策は行政においてまだとられておらず、介護施設においては受け入れ体制はまだまだこれからだと言えます。
- また、介護制度に外国人がアクセスできない状況の中、介護を始めとする外国人の高齢化に対する課題に早急に取り組んでいかなければなりません。
- そこで、外国人と介護制度をつなぐため、3つの試みを行ったとした。
 - ①介護通訳者の養成・ボランティア派遣
 - ②外国人への介護制度周知等の働きかけ
 - ③行政・関係機関等に対する外国人の介護問題に関する啓発活動

介護通訳の派遣から見たこと

- 確かな(潜在的)ニーズ(需要)があり、通訳の必要性がある。
- 利用範囲が当初の想定を超えている。
- より幅広い介護に関連する知識が必要であり、フォロー研修を通じて知識の幅を広げる必要がある。
- 介護施設内の通訳の場合は、他の利用者に対する配慮が必要。
- 誤訳を防ぐことができる。
- 通訳終了後の報告書の詳細記載(引継による情報提供)が大事。
- 無償は利用しやすいが、有償は利用しにくいという課題がある。

それぞれのこれから多文化介護

- 国：法の整備(介護保険法など)
- 自治体：支援制度の構築(コミュニケーション・サポーター)
- 地域社会：視える化の関係作り／意識改革
- 施設：受け入れ体制・環境改善・理解促進
- 在住外国人コミュニティ：人生設計(ライフプラン)・自助組織の強化

第5回 外国人にとって働きやすい職場環境づくり

第5回は、口頭での報告やインタビュー形式が中心であったため、講座の記録を一部抜粋して掲載する。

報告：同僚としての外国人

(特別養護老人ホームあかねサクラ館 荒川透氏)

<外国人職員導入の経緯>

2025年問題を想定し、日本人スタッフがなかなか集まらないので、外国人を導入しようと始めました。2018年5月に最初5名が語学留学で来て、週28時間働くという形で当施設に入りました。特定技能1号の試験に受かり、今年の7月に正式な職員になりました。

在留資格は特定技能1号。二人ともベトナム出身です。私は老人福祉施設協議会で福祉人材確保委員会に所属しており、EPAや技能実習生の対象国として、ベトナム、カンボジア、ミャンマー、インドネシア、韓国を視察しました。その中でベトナム人が一番日本に合っているのではないかと、ベトナムを選びました。

<外国人職員を雇用することへの日本人利用者からの反応>

外国人スタッフを入れる時に、入居者のご家族にアンケートを取りました。その時には、日本人に見てもらいたいという声が多くたですが、半年後に同じ質問をしたところ、全員が、ベトナムの方でも日本人の方でも変わらないと言ってくださいました。

<外国人職員を雇用する利点>

仕事が一所懸命です。ベトナムはほとんどの家庭が大家族で、おじいちゃんからおばあちゃん、みんな一緒に暮らしていることがあります。ベトナムのスタッフたちは、利用者さん

に上手に接することができて、利用者さんからも非常にかわいがられることがあります。

<働きやすい職場環境づくり>

外国人日本人双方にとって働きやすい環境づくりということで、一番大きいのはコミュニケーションの取り方。お互いがお互いを受け入れる、寛容になる必要があると思います。否定からではなくまず肯定から始まるような意識をしていました。私もいまだに彼とは廊下ですれ違ってもまめに声掛けしたりして、コミュニケーションは取っています。3年目なので、新卒スタッフへの仕事を指導する立場にもなってもらい、自分が習ったことを新人に教えてもらっています。

<やさしい日本語を日本人職員にも>

大変重要なことだと思います。施設内での研修のとき、彼から、もうちょっとゆっくり話してもらわないと、頭の中で理解しているうちに次の話になってしまふと言われました。スタッフにも伝えましたが、マンツーマンで話すときはゆっくり、なるべくわかりやすい日本語で話すことはありますが、研修のときはなかなかそれが実践されていないのが実情かと思います。

その他、相互が働きやすい環境づくりについては、お互いの文化を尊重しあう、リスペクトしあうことが非常に大事だと思います。

インタビュー1：介護施設で働くグエン・ゴック・リン氏

プロフィール

ベトナムから来日して3年。日本語学校で勉強しながら、介護施設でアルバイトをし、卒業後に特定技能1号を取得し正式な職員となる。



<なぜ日本で介護の仕事をしようと思ったか>

理由は二つあります。一つ目は、ベトナムの病院で、一ヶ月半くらい実習生として働いたことがあります。この仕事をやって、おじいちゃんおばあちゃんから色々なことを教えてもらえると思って。二つ目は、他の仕事に比べて、介護という仕事の給料がちょっと高くて、そういうことは外国人たちにとって大事です。

<どんなところが楽しいか、やりがいを感じるか>

楽しいことも大変なこともあります。お祭りとか行事とか、利用者さんと一緒に過ごす時間が一番楽しいと思います。大変なことは、お風呂です。一日に平均7人、8人くらいお風呂に入れて、終わってからすごく腰が痛くなります。

<日本人利用者とのコミュニケーションで難しいこと>

話すときに地方の言葉とか昔の言葉とかを使って話されると、全然わからなくなってしまいます。わからないときは、他の職員さんに声をかけて手伝ってもらいます。

<日本人職員には、どのように話してもらえると聞きやすいか>

やさしい日本語を使って話してほしいです。例えば、食事の時間。「この食べ物は冷やした方がおいしくなる」と話すと、外国人はよくわからな

くなる。「この食べ物は、冷たくした方がおいしくなる」と聞くと、よく理解できます。

<自分が話したいことを日本人職員と話すときは>

日本人職員さんとコミュニケーションをとるときは、普通に話すときは問題がありませんが、専門用語は難しいです。普通は「あし」と言いますが、仕事では「下肢」とか言うので、それは難しいと思います。

<お年寄りの介護の仕方、日本とベトナムでの違い>

ベトナムで老人ホームがないので、ベトナムと日本の介護のやり方は全然違います。ベトナムは病院で介護します。例えば日本の老人ホームでは、高齢者の人が入り、職員さんからお世話をします。でもベトナムでは、病院で介護して、スタッフと家族が一緒に介護します。

(※荒川氏による補足：ベトナムと日本の介護の違いについて)

東南アジアでは、介護施設はあるんですが、部屋にはベッドがいくつかあり、その脇に必ず家族がいます。家族が朝施設に来て、夕方までずっとつきっきりで、トイレとか食事とかは全部家族が世話をします。治療とかはナースがります。介護職員というか、基本はナースなのです。

インタビュー2：病院で働く道下マリナ氏

プロフィール

日系ブラジル人。18年前に来日し、工場でのライン作業や組み立てなどを経験したのち、病院で通訳として3年半勤務。現在は別の病院でナースエイドとして働き3年目を迎える。

<病院通訳の仕事内容>

最初は、ブラジルの患者さんがそんなに来なくて、一か月に三人くらい。ぼちぼち人数が増えてきて、受付したり外来に回ったり、診察、検査、オペまで、呼ばれたらどこでも行きました。

<仕事の最初の印象>

専門用語を結構使っていたので、最初はできないかと思いました。でもスタッフや先生たちがすごく優しくて、私の日本語のレベルは高くなかったのですが、先生とスタッフが、最初は私のレベルと合わせてくださって勉強になりました。その後、先生のレベルと患者さんのレベルを合わせて通訳しました。ブラジルで勉強していない人と、大学まで行った人では、レベルが結構違います。専門用語を出しても、勉強していない人に言うとなかなか通じないので、そのレベルに合わせて通訳しています。

<通訳の研修>

一回水戸まで行って、医療通訳の研修を受けました。

<ブラジル人患者の心配なこと>

ブラジルにある薬を日本では売っていない、量も違うとか、ブラジルで薬をもらっていたので、日本では治療をしていないけれど薬だけほしいとか、そういうことが結構ありました。

<今後の仕事のやりがい、大変なこと>

前の職場は通訳だけだったので大体ブラジル人の対応だけをしていましたが、今のところは他の国プラス日

本人も対応しています。ちょっと長く入院する人は、いつ退院するかわからないので落ち込んでいたりするけれど、少しでもいい言葉を伝えると、その方の気持ちが変わり、「頑張ります」とか言ってくれるので嬉しいです。

<医療面でのブラジルと日本との違い>

ブラジルと日本の技術は全く違うので、日本ではこういう流れですと説明します。外国の方は色々質問したいのですが、言葉の問題もありなかなかわからなくて、時間がかかりますね。

<文化的・宗教的な違いから困っている患者はいたか>

一番問題なのは食事です。普通の（日本の）ミルクを赤ちゃんにあげないとか。その時は、患者さんが赤ちゃんにあげたいミルクを持ってきてもらって、飲ませたりしていました。

<職場環境としてどういうサポートがあると良いか>

心の準備をしてから患者さんと一緒に診察を受けたいです。

患者さんに突然先生が「がんになっていますよ」と言われると私もびっくりします。前日に私を呼んで、「こんな患者さんがきて、こういう状態になっているので、ちょっと説明させてください」と言われたことがあります。そのときは心の準備をして通訳し、患者さんが安心できるように声をかけました。

インタビュー3：幼稚園で働くカスティヨ・タマーラ氏

プロフィール

日本で生まれ育った日系ペルー人。専門学校で幼稚園免許・保育士資格を取得し、幼稚園に正職員として就職して5年目。



<幼稚園教諭を選んだ経緯>

高校の先生から、せっかくスペイン語が喋れるのだから、それを活かした仕事も良いのではと言われました。でも、小さい頃から親の通訳に携わってきていたので、通訳だけを仕事にするのは楽しくないと思っていました。小さい頃から子どもの面倒を見ていて、歌や絵も好きだったので、保育というワードが見つかりました。

<通訳と担任の両立で大変だったこと、やりがいのあったこと>

一年目の時にはもうすでに外国人の子が3名いました。私が入社したとき、大きなけがで緊急に病院に連れていかれたことがあったので、その際にも間に入って説明をしました。発達に遅れがあり、言葉でのコミュニケーションが取れない子でしたが、間に入り収まりました。

三年目には3人ぐらい年長にペルーの国籍の子がおり、別のクラスを持ってその子達も通訳を負担するぐらいなら担任を持った方が良いのではと言われたので、年長クラスを受け持りました。二人が発達に遅れがあったので、病院へ付き添ったり、日本語の手紙を持って来た時に説明をしたりしました。言葉が出ないのですが、家庭のスペイン語での話には反応するので、できない時には最終的にスペイン語で指導したりしていました。お母さん達からもすごく感謝していただいたので、三年目が、自分の母語を発揮できた時だと感じます。

<外国の保護者にとって日本の幼稚園の理解しづらいところ>

ハロウィンやクリスマス、節分を宗教

で祝わないというご家庭はあります。子どもはやりたいわけですが、小規模園ということもあり、保護者の意向に配慮していました。

他には、お餅つきとかお芋掘りとかはスペイン語で伝えたり、紙に書いたらしました。こういうのはなぜやるのかと聞かれます。

<日本人職員とのコミュニケーションの難しさ>

あまりないです。あとは自分が外国人だから、日本人の保護者が「外国人の保育者は…」みたいな感じがあるのかなと思いましたが、幸いにもいま勤めている幼稚園ではそういう保護者はいなくて一人の保育者として見ていただけます。キンシップの仕方が、多分日本人の保育者と違うところはあるというのは感じますね。

<今後について>

子どもたちの発達検査にも携わったのですが、その際もその子から出る言葉はスペイン語なので、今何言っているかを伝えたり、こういう時はどういう反応するのかというのも全部間に入って答えました。関わってみて、すごく興味を持ちました。

学校に進学するにあたってこちらの市では「支援シート」というものを出しています。そのシートも、私が親に聞きながら書くということもできますが、実際に親に書いてもらうために私の方でスペイン語版を作ってみました。その時は役に立ちました。外国人の保護者も、日本人の保護者と一緒に、自分のお子さんに対しても想いはすごく強いと思うので、何か手伝ってあげられたらいいと思います。

参加者の声—各回のアンケート結果より—

毎回の講座終了時に配布したウェブアンケートの結果から、参加者のコメントをいくつか紹介する。

第1回

- ・神奈川における事例が参考になった。
- ・ただ聞くだけではなく、質問できる時間やコメントの場があるので実際に研修に行っている気分になった。

第2回

- ・実践例だけでなく、母語の大切さを知った。保育園ではたくさんの日本語を伝えていきたいと思った。
- ・園内の職員にも周知した共有したい。また多文化についての研修等あったら出席したい。

第3回

- ・藤川先生のお話で、具体的な例をたくさん聞けて良かった。また茨城県での特別支援の様子もわかった。
- ・今後更に増えると思われる今回のテーマについて、継続的に意見や情報交換ができる場ができると希望する。

第4回

- ・過去に日本語が話せない、中国出身の方の受け入れの問い合わせがあった時に、言葉の壁でお断りせざるを得なかったことがあったので、とても勉強になりました。
- ・外国にルーツのある子ども達の抱える困難に关心がいきがちで、高齢者という視点を講座を通じて初めて持つことができた。今回のような企画を全国の自治体、福祉団体に関心をもって聞き、活用してほしいと思った。

第5回

- ・それぞれの方の経験や日本で働くことになった経緯などの違いと周囲の関わり・サポートについて伺うことができた。
- ・外国人を雇用している事業所のお話がとても参考になった。もっとお話を聞きたかった。

3. 市町村社会福祉協議会窓口担当者情報交換会の記録

課題

- ・減収の確認が難しい
- ・専門学校（日本語学校）の学生からの申請が多いが、卒業後どうするのかという返済への懸念
- ・日本人と比べて、書類記入に時間がかかる
- ・専門性のある通訳の必要性を感じる
- ・アルファベットの氏名を正確に表記しないと申請書が戻ってくる
- ・「収入の減少」をどこまで、どうやってチェックできるか
- ・「お金を借りている」という意識がどこまであるか
- ・母国に送金している人もいる

窓口対応の工夫など

- ・翻訳アプリ、ポケトークのような翻訳機器の活用
- ・通訳を連れてくるという条件で受け入れる
- ・日本語を書けないので、代筆委任状を作成し職員が対応
- ・貸付相談以外でも、様々な話題で話し本人との距離を縮める
- ・連絡を取れなくなることがある。携帯電話を所持していない場合もあったが、会社に電話した
- ・一つの借家に6,7人の成人男性が住んでいるようなケースもあるが、自転車の台数や民生委員に確認したりする
- ・償還開始年月や1回あたりの返済金額を明示する
- ・簡単な表を作成し、返済計画の見える化
- ・「収入減少」の証拠について、減収を示せる記録を探すよう伝える

情報の正しい伝え方

- ・コミュニティのリーダー的人物にアプローチできれば、正しい情報を伝えられるのでは
- ・外国人を雇用している会社の方から従業員に伝えてもらう

住所変更や県をまたいでの申請

- ・県外で息子が小口を申し込み、同じ世帯の父親が県内の市で小口を申し込んでいた
- ・1年後に償還が始まったとき、県社協がどこまで回収できるか懸念。在留カードから居場所を見つけるしかないか

今後に向けた提案

- ・貸付決定通知書や、ルール、返済に関する案内はすべて日本語文書しかないが、多言語化するはどうか
- ・外国人住民がルール等について学ぶ機会を設けるのはどうか

4. いばらき多文化ソーシャルワーク推進フォーラム

第1部 多文化ソーシャルワークの事例紹介

報告者：NPO コモンズ 横田能洋

課題と対応する支援制度等



◆一つの相談事例にも多様な側面があるため、全体像を把握して外国人が使える福祉サービスを丁寧に検討し必要があれば他機関につなぐ



上記事例の一部については、P.42 の事例集を参照のこと。

第2部

①通訳・ピアサポートへのインタビュー

スピーカー：藤本ユリコさん（ポルトガル語通訳者）、マラバナン・ビビアンさん（タガログ語・英語通訳者）、道下マリナさん（ポルトガル語通訳者）

<外国人が困っていたこと・知らないこと>

藤本さん：対応している方で、年齢が40後半・50後半・60半ばの方々が多くいます。ブラジル人は意外と自分が亡くなった時、どうすればいいとか遺言書や葬式に備えることをあまり考えない国民かと思います。また、医療関係の通訳に関しては責任を持って通訳しないといけないので、常にその病気のことやいろいろ事前に調べて行くようにしています。皆さんが不安なのは制度のことを何も知らないということですね。

マラバナンさん：外国の方は、情報の欠如が大きいです。日本語が読めないので、書類に書くことが難しいです。日本語の話せる方でも直接尋ねることも躊躇します。

道下さん：まず診察に行くときに必要な保険証とかお金とかやり方とかそういうことを知らない人が多いですし、自国と日本のやり方とか、技術もレベルも違うし、問診票も日本語なので自分の症状を書けないです。

<医療機関・福祉機関の説明や指示に納得しない場合もある>

藤本さん：ブラジルでは、最初に病院にかかると、まず採血をして、結果を見て判断するのですが、日本の場合は、最初に問診をしてお医者さんがこれだと思いますと言って、その薬を飲んでダメだったらまた戻ってきていうパターンが多いです。1回目で全部はっきりして頂いて、それで適応する薬をほしいというのがブラジル国籍の方々の想いかと思います。

マラバナンさん：あまりそのような経験はないですが、そのような場合でもはっきり説明すれば大丈夫だと思います。学校での説明の際に保護者が理解できなかったときは、校長先生が来て最終的に納得したことがあります。

道下さん：何度も病院に通うのは、仕事の関係もあり嫌がられることがあります。そんなに休むとクビになってしまうとか。先生も、説明はしてくれるのですが。

<通訳・ピアソーターに必要なこと>

藤本さん：常に自分に起きている・周りに起きている事に関しての情報を収集することが何よりです。ただポルトガル語ができる、日本語ができるだけではダメだと思います。ちゃんとその人をサポートしたいのであれば、ある程度の知識を持つことも必要です。福祉に関してもそうです。常に制度は変わります。常に振り返って常に見て、意識をすることが大切だと思います。

マラバナンさん：通訳をする前に外国人の様子や気持ちを理解してあげること、同情したりそれを伝えることが必要だと思います。

道下さん：病院の中には、相談の窓口があります。外国人向けにもあると助かるなと思います。今は日本語だけしかないのでしょうけども。

<外国籍住民が福祉サービスを利用しやすくするために、制度や窓口にどんな配慮が必要か>

藤本さん：ちょっと外国籍であることを気にしてあげると、もちろん忙しいとか大変であるとか、このコロナ禍でんまりちゃんとした対応ができない場合もあるんですけども、それを意識すると違うんじゃないかなと思います。日本人側がそうやって私たちに対応するだけではなくて、日本に在住する外国籍の方も日本にいる以上、日本のルールを守らなくてはいけないです。日本の文化があるから日本の文化を理解しなければいけない。もちろん自分の文化もあるし、自分の宗教もあるし、でもよその国にいって住んでいる以上そういう風に尊敬しなきゃいけないことを私たちピアソーターは、大変でもその人たちに強く伝えなきゃいけないと思います。

マラバナンさん：ピアサポートについて知るために、このサポートをわからない人も多いので、それをPRするのもいいことだと思います。後はいろんな施設で病院とか学校とか市役所とか、より多くの翻訳を作ればいいと思います。

道下さん：ちゃんと説明してからオリエンテーションがとても大事だと思います。ブラジルでは何でも内科に連れて行くから、そういう考え方もあるから内科ですが、日本ではなぜ内科で子どもを見てくれないのかとか、どこに行けばいいのかとかそういうことが結構ありました。

第3部 パネルディスカッション

パネルディスカッションでは、稻葉奈々子さんにコーディネートしていただき、国際交流・福祉・医療と多分野にわたるパネリストに、茨城で多文化ソーシャルワークを進めるためのポイントについてコメントをいただいた。

高橋活夫さん
茨城県中央児童相談所 児童福祉監

- ・児童相談所では、虐待に関する理解の違いから指導が難しいこともある
- ・知能検査は文化的背景も影響するため、検査の数値に妥当性があるのか疑問
- ・福祉の知識のある通訳の需要はあるが、市町村への配置は難しい。エリアごとに配置するのはどうか

中村貴之さん
つくば市国際交流協会

- ・つくば市在住の外国人は1万人くらい、最近は英語も日本語もわからない方が増加
- ・生活相談と医療通訳ボランティアの養成・派遣を実施。病院側が通訳費用の負担をする制度
- ・「医療通訳」がその業務内でどこまで患者の不安に寄り添うことができるか、ピアソーターの役割の重要性

石引理子さん
常総市幸せ長寿課 地域包括支援センター

- ・外国人高齢者の介護サービス利用について、申請は市役所内の通訳と一緒にできるが、認定調査やケアマネとの契約、実際のサービス利用に関しては、日本語ができないと難しい現状
- ・日本語のわかる知人などに通訳を頼む場合もあるが、専門的な部分は通訳が難しく、介護通訳時の必要性を感じる

多文化ソーシャルワーク事例集

- ・新型コロナの影響で困窮した人向けの貸付の窓口が市町村社協となっているが、申請者全体の50-70%が外国籍という状況
- ・「借りている」意識を持っているかという懸念
- ・返済計画の「見える化」が必要

黒澤尚子さん
境町社会福祉協議会

長倉藍さん
水海道厚生病院
医療福祉相談室

- ・精神科ということもあり、言葉の壁がとても難しい
- ・通訳者がいない受診はお断りしている
- ・オンラインでも、必要時に通訳できるシステムがあれば、診察や軽い入院などのハードルが下がるのでは
- ・制度の整っている手話通訳を参考に、多言語の通訳も整備が進むとよい
- ・通訳者・ピアソポーターの養成において制度等について伝える機会と一緒に作れるとよい

高橋清樹さん
認定NPO法人
多文化共生教育ネットワークかながわ
理事・事務局長

- ・国の政策として外国人人材の受け入れに舵を切っているが、具体的な支援の仕組みは未整備
- ・自治体、現場が声を上げ、企業の立ち位置も明確にする必要がある
- ・神奈川では県レベルで仕組みがあり、予算化している
- ・相談に来る外国の家族の背景は様々で、教育・福祉・在留資格など色々な課題があるので、多機関とのつながりが重要

フォーラム参加者の声—アンケート結果から—

- ・高齢化やDVなど支援の領域の拡大化を改めて知り、外国人支援は他療育との連携が大切であることを再確認した。
- ・ピアソポーターの方々が、通訳だけでなく本人の生活を見通した支援を模索する姿勢で取り組んでいることに感銘を受けた。
- ・私たちはホスト国の一員として、外国人や外国につながる人もいることを前提に、さまざまな制度を見直していく必要があると改めて感じた。

令和2年度にNPOコモンズが関わった多文化ソーシャルワークの3件の事例を、支援の経緯・ポイント・多機関連携に着目しながら紹介する。

ケース1：統合失調症の男性が医療保護入院を経た後、地域で一人暮らし

(1) 支援の経緯

通院しながら、仕事もせず家族と暮らしていた男性が、服薬管理がうまくいかず、精神状態が悪化し警察を呼ぶ事態となり、そのまま3ヶ月間医療保護入院した。家族、親族はいずれも退院後の引き受けを拒み、精神障がい者向けグループホームでも入居先が見つからず退院後の生活の場、所得保障、治療の継続が課題になった。入院前から本人と家族との関わりがあったNPO、入院先の精神科病院、市の福祉課でケース会議を行い退院後の生活について検討した。

(2) ポイント

所得保障

日系人在留資格があることを確認。障がいのため来日後殆ど就労したことなく、言葉が母語以外話せないため一般就労も就労訓練期間の利用も困難。これまで同居していた家族が生計を支えていたがそれがなくなる。そのため生活保護の対象にすることを市で決定。退院した日にNPOが通訳を伴い市で手続きを行う。住居の名義変更もNPOが退院前に家族と実施。

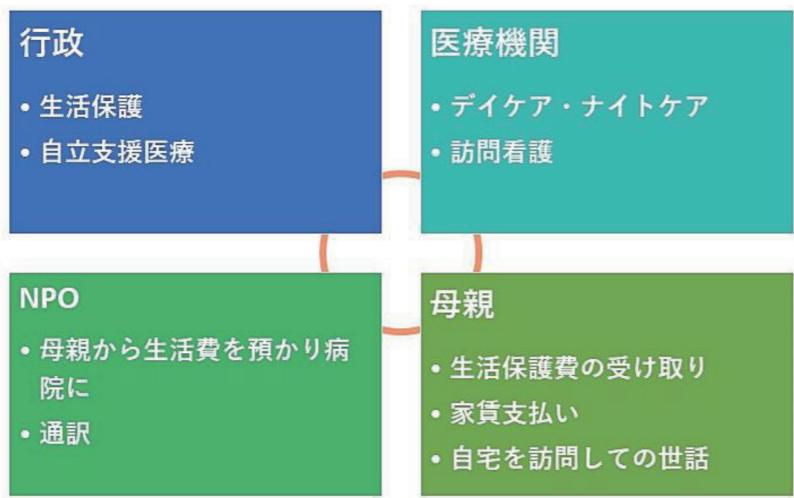
生活面

精神科の送迎つきのデイケア、ナイトケアを週5日利用することで規則的な服薬、バランスの取れた食事ができる。そのほか、訪問看護も毎週1回行い、服薬できているか、心や体調の状況を確認。必要に応じNPOの通訳が立ち会う。

人間関係

服薬ができていることで心も落ち着き、母との関係が回復した。帰国してもみる人もおらず、一人暮らしが長期化する見込み。いろいろな人とジェスチャを交えてコミュニケーションは取れるので、NPOが通院しない日の日中軽作業を用意するなどして地域の人との関わりの場をつくろうとしている。

(3) 多機関連携の形



家計支援

NPO が家計シートで生活費の資金繰りを母と確認。母が勤務先で社会保険に加入していたので出産手当金が得られるほか、雇用保険の育児休業給付金も入るはずが、入金時期が遅く、NPO が会社に問い合わせ手続きを急いでもらった。以前受けられた児童扶養手当が夫と別居し移転したために受けられなくなった。母国のルールで離婚も困難。NPO が市と協議したところ、支給には裁判所からの DV 保護命令が必要と言われる。

DV 保護

転居前と転居後の所轄警察に DV 被害の相談を NPO の通訳付きで行う。その後も定期的に警察と NPO が DV 被害家族と加害者の状況について情報共有。裁判所の保護命令の申し立てをするかどうか、NPO と母で法テラスに相談するが、申し立てが認められるか不明なうえ、費用もかかり、夫を刺激しリスクが高まることも考慮し申し立ては見送る。

自律支援

育児休暇後の再就職にむけ、保育所の申請と通勤再開時の移動手段の確保を話し合っている。

(3) 多機関連携の形



ケース 2 : DV で夫から連れ 3人の子を持つ母子世帯の生活基盤づくり

(1) 支援の経緯

夫からの DV に耐えることができず元の住居から転居した母と子（高校生、小学生、乳児）。住居を探し、子の就学を支援。母が育休中で、以前得られていた児童扶養手当が転居によって受けられなくなった。生活費のやりくりができるように NPO が転居先自治体の各課と相談して必要な手続きを行い、継続的に見守りをしている。

(2) ポイント

住居確保

車がないことから学校や保育園に近いアパートを NPO で探すも日本人保障人が要件として求められる。引っ越しを急いだため本人が知人の伝手で高い家賃のアパートを借り、転居。

転入手続き

市民課 DV 担当 : DV 保護申請（住民基本台帳閲覧制限）

こども課 : 児童手当申請。児童扶養手当も相談するが申請できず

生活困窮者支援課 : 相談の上、家計支援の対象に

教育委員会 : 子の小学校転入手続き（日本語教室のある学校を選択）

ケース3：外国籍高齢者が入退院を繰り返している中で介護をする娘家族への支援

（1）支援の経緯

外国籍の高齢女性が認知症を発症し、他にも複数の病気を患い入院。その後、退院して介護保険サービスを利用することになったが、日本語面で不安があったため、病院の医療ソーシャルワーカーより市の地域包括支援センターへ相談があった。近くに暮らす娘は日本に長く暮らすも片言の会話しかできず介護保険の仕組みもよくわからていなかった。病院やケアマネは医療通訳を介して本人や娘に説明し、退院後、デイサービス利用が始まるが、在宅での食事や服薬にも課題があり体調が悪化して再入院した。現在進行中の支援であるが、外国籍高齢者の在宅介護という今後も増えることが予想される事例であるため、本稿に掲載する。

（2）ポイント

要介護認定

認定調査の結果は要介護4、介護保険料を納めていたのでサービス利用に関する制約はなかった。

※保険料未納の場合介護が受けられない場合や負担が増える事もある

サービス利用計画

家族は仕事で平日は日中独居になることから、デイサービスを週5日利用し入浴もそこで行うこととした。体を起こしてくれる介護用ベッドなどの福祉用具のレンタルも決めた。

デイサービス利用

定期的なデイサービス利用が始まったが、対象の女性は日本語が話せないためかデイサービスの行き渋りがみられた。

在宅支援

在宅での食事、服薬、日常動作への支援に関して、主に介護を担う娘に対してケアマネが伝えたいことがうまく伝わらない部分があった。その部分を通訳する介護通訳の担い手が見つかり、今後在家での介護に関する母語での支援も検討している。

留意点

母国に介護保険のような制度がない国から来ている世帯では、介護保険の仕

組みやサービスの内容を理解するのが難しい。デイサービスを使用する場合も、言葉が通じないことから介助者や他の利用者との会話が難しく孤独感を感じやすい。在宅で過ごす場合、運動面・生活面などの注意を事前に通訳を通じて家族に伝えてはいるが、完全に理解しているとはいがたく、食事づくりで注意することや移動やトイレの介助に関してどのようにすればいいか、認知症による問題行動が起きたときの対処方法なども、理解してもらう必要がある。そうした際に、母語が話せ在宅介護に関する知識も学んでいる介護通訳がいると家族も安心することができる。

通訳のあり方

このケースでは、ケアプラン作成時やサービス利用時、入退院時は家族が契約した医療通訳が通訳を行っている。病気の症状や治療内容、服薬や医療的処置の伝達、福祉サービスの契約に関しては、医療知識のある医療通訳を行う必要があるが、親の変化や介護に関する家族の不安を聞いたり、親がサービス利用時に何を話しどんな気持ちでいるなどを把握し施設やケアマネに伝えたりする際などは、医療通訳とは別に介護通訳がいた方が不安に対応できる。今後NPOコモンズは、愛知県での取組などを参考にしながら、介護の悩みに寄り添える介護通訳を養成していくことにしている。

（3）多機関連携の形

